

令和6年度第1回長崎市人権教育・啓発審議会議事録

〔日 時〕 令和6年8月7日（水） 10時00分～12時05分

〔場 所〕 長崎市役所 17階中会議室

議 事

- 1 開会
- 2 部長挨拶
- 3 委員紹介・事務局紹介
- 4 議事
第3次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画の進捗状況について
- 5 閉会

（開会）

事務局 ただいまより、令和6年度長崎市人権教育・啓発審議会第1回会議を開催する。

— 市民生活部長 あいさつ —

— 委員紹介及び事務局・関係課紹介 —

事務局 本日の審議会委員の出席は15人のうち、13人であり、「長崎市人権教育・啓発審議会規則」第5条第2項の規定により、委員の出席が過半数を超えているので、本日の審議会が成立していることを報告する。

— 会議資料の確認 —

事務局 それでは、次第の「4 議題」に入らせていただく。長崎市人権教育・啓発審議会規則第5条第1項の規定により、会長が議長となることが定められているので、この後は、会議の進行を会長にお願いする。

会長 それでは、早速議事に入りたいと思う。「第3次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画の進捗状況について」事務局から説明をお願いしたい。

事務局 それでは、「第3次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画の進捗状況について」、説明するが、その前に本日初めての委員もいらっしゃるため、審議会の概要について説明させていただく。

— 基本計画概要版の説明 —

それでは、基本計画の進捗状況について説明する。

資料③の「主要指標の評価内訳」及び資料④の「基本計画の進捗状況」について説明する。

まず、資料の見方だが、資料④をご覧ください。

この資料の 1 ページの右上「自己評価」とある表をご覧ください。評価と、令和 5 年度の事業の実施状況を受けての今後の方針をお示ししている。

まず、評価だが、この基本計画は、進捗状況を測る主要指標を設定しており、指標に対し「計画以上の成果が獲得でき、各年度目標値の 100%以上」のものを「5」、「75%以上 100%未満」が「4」、「50%以上 75%未満」が「3」、「25%以上 50%未満」が「2」、「25%未満でほとんど成果が得られなかった」ものを「1」とし、それぞれ取組みの担当所管が自己評価をしている。

次に、右側「方針」の欄にあるように「ア」から「エ」の 4 段階で、「ア」が「このまま継続、推進する」、「イ」が「事業の内容や手法の調整や改善が必要」、「ウ」が「実績、目標の指標や目標値の見直しが必要」、「エ」が「その他」として、この資料に各指標の取組内容ごとにお示ししている。

それでは資料③をご覧ください。

これは、「主要指標の評価内訳」として、先ほどご説明した数値目標が設定されている取組とその評価を総括してお示ししている。

「主要指標」は、再掲を含めて 36 指標を設定している。令和 5 年度における「評価」を右端の欄に色付けして、お示ししている。なお、基本目標 2 の (5) 同和問題に関する取組の評価は空欄になっているが、これは、5 年に 1 度の意識調査に基づくものであり、令和 5 年度は調査を実施していないため、評価をしていないことから、指標の数の合計は 35 となっている。

表の右下の欄をご覧ください。令和 5 年度の結果は、青色の「5」が再掲を含め 17 指標、グレーの「4」が 14 指標、橙色の「3」が 3 指標、黄色の「2」が 1 指標、赤色の「1」はない。

全体としてはご覧のとおりだが、評価が「5」及び「4」であったものは 31 指標、全体の 88.6%で、評価「3」、「2」及び「1」であったものは 4 指標あった。

それでは、資料④に基づき、主要課題ごとの主な取組みと評価が 3 以下であった取組みの状況について、問題点とその要因及び方針の内容を中心にご説明させていただく。なお、評価が 5 又は 4 で前年度より実績値が増加している取組みについては、実績値及び達成率のみご説明するので、詳細は資料をご覧ください。

では、資料④「基本計画の進捗状況」の 1 ページをお開きいただきたい。「基本目標 1 あらゆる場における人権教育・啓発」の主な取組みについてご説明する。

「主要課題 (1) 学校教育における取組」番号 1 「人権教育全体計画の推進による生命や人権を尊重する心の育成」、指標は「生命や人権を尊重する心が育っていると回答する子どもの割合」である。令和 5 年度は目標値 95.0%に対して、実績値は 96.0%、達成率は 101.0%、評価は「5」としている。

次に 2 ページをご覧ください。

「主要課題 (2) 社会教育における取組」番号 2 「社会教育施設などでの人権感覚の向上を図る学習機会の提供」、指標は「社会教育施設などでの人権感覚の向上を図る

学習の参加者数」である。令和5年度は目標値670人に対して、実績値は375人、達成率は56.0%、評価は「3」としている。これは、講座に対する興味をもつ人が限定的であるため、公民館によって、参加人数に偏りが生じていることが考えられる。

今後講座を実施する際には、まち歩きや歴史、健康などの講座と組み合わせるなど、工夫をして参加者の増に努めていく。

次に、その下の欄、「主要課題(3)人権啓発における取組」番号3「市民意識調査による人権意識の把握」で、指標は「いやな思いをしたり、不当な扱いを受けたことがない市民の割合」である。

令和5年度は目標値74.8%に対して、実績値は78.1%、達成率は104.4%、評価は「5」としている。

次に3ページをご覧ください。

番号4「人権問題講演会等の開催」、指標は「人権問題講演会、中小規模講座、人権啓発研修会(生涯学習企画課)、長崎人権学への参加者数」である。令和5年度は目標値1,320人に対して、実績値は807人、達成率は61.1%、評価は「3」としている。これは、「人権問題講演会」及び「人権啓発研修会」の参加者数が、目標値を下回っていることなどによるものである。

この要因としては、人権問題講演会については、「市民が興味を持つテーマの設定に工夫の余地があること」及び「広報・周知期間が十分に取れていないため、市民へ十分に周知が行き届いていないこと」が考えられる。

今後は、チラシ作成等を計画的に進め、余裕を持って周知できるよう努め、様々な広報媒体を活用し、周知に取り組むとともに、市民が興味を持つような人権課題をテーマとするよう検討していく。

なお、人権啓発研修会については、番号2でご説明した通りである。

「基本目標2 個別の分野における人権教育・啓発」の主な取組みについて、ご説明する。5ページをご覧ください。

「主要課題(1)女性に関する取組」番号8「DV未然防止のための若年層への予防啓発講座(デートDV防止授業)の開催」である。

指標は「開催回数」で、令和5年度は目標値23回に対して、実績値は23回、達成率は100.0%、評価は「5」としている。

次に、その下の欄、「主要課題(2)子どもに関する取組」の番号9「児童虐待防止研修会の実施」、指標は「研修会の開催回数」である。

令和5年度は目標値4回に対して、実績値は3回、達成率は75.0%、評価は「4」としている。例年行っている保育所長会等に加え、認定こども園や主任児童委員に対しても研修を実施するなど、児童虐待に関する啓発を図っているので、今後も継続して研修会を実施し、啓発を行っていく。

次に、その下の欄、「主要課題（3）高齢者に関する取組」の番号 10「認知症サポーターの養成講座の実施」である。

指標は「受講者数」で、令和 5 年度は目標値 2,000 人に対して、実績値は 3,095 人、達成率は 154.8%、評価は「5」としている。

次に 6 ページをご覧ください。

「主要課題（4）障害者に関する取組」の番号 11、12「授産製品の販売を通じた障害者に対する理解の促進と障害者の工賃向上」である。指標は「事業所の平均工賃（月額）」で、令和 5 年度は①就労継続支援 A 型は目標値 74,121 円に対して、実績値は 82,101 円、達成率 110.8%、評価は「5」、②就労継続支援 B 型は目標値 17,472 円に対して、実績値は 16,978 円と前年度より増加しており、達成率 97.2%、評価は「4」としている。

次に 7 ページをご覧ください。

「主要課題（5）同和問題に関する取組」の番号 13「人権に関する県民意識調査（長崎市回答分）の分析」で、指標は「同和問題を知っている市民の割合」である。

5 年に 1 回実施される調査のため実績値はないが、令和 5 年度は同和問題を市民に知っていただく取組みとして、本人通知制度のチラシ配布をしている。

今後も関係団体等と連携しながら、同和問題の周知に努めていく。

次に、その下の欄、「主要課題（6）外国人に関する取組」の番号 14「国際理解に係る講座の実施」である。

指標は「参加者数」で、令和 5 年度は目標値 2,699 人に対して、実績値は 2,318 人と前年度より増加しており、達成率は 85.8%、評価は「4」としている。

次に、その下の欄、「主要課題（7）感染症患者等に関する取組」番号 15「感染症に対する正しい知識の普及啓発のための出前講座の実施」、指標は「実施回数」である。

令和 5 年度は目標値 5 回に対して、実績値は 1 回、達成率は 20.0%、評価は「2」としている。これは、出前講座の依頼先で新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生し、実施できなかった事例があったほか、五類移行後もその事後対応に追われたことによるものであるが、対面でなくても感染症対策の理解を深めていただけるよう、記事や動画をホームページに掲載した。

今後は、各感染症の流行状況に併せて、対面の講座だけでなく、SNS等の活用も含め、市民への感染症予防意識の啓発に努めていく。

次に 8 ページをご覧ください。

「主要課題（8）性的少数者に関する取組」の番号 16「長崎市パートナーシップ宣誓制度の周知」である。

指標は「ガイドブック、チラシの配布枚数」で、令和 5 年度は目標値 1,950 部に対して、実績値は 1,555 部、達成率は 79.7%、評価は「4」としている。

「学校関係」への配布をはじめ、イベントや研修等、様々な啓発の機会を活用し、引き続き配布先を検討していく。

次に、その下の欄、「主要課題（9）犯罪被害者等に関する取組」の番号 17「犯罪被害者等に対する理解を深める情報発信」である。

指標は「犯罪被害者等への理解促進を図る情報発信回数」で、令和 5 年度は目標値 5 回に対して、実績値は 6 回、達成率は 120.0%、評価は「5」としている。

次に 9 ページをご覧ください。

「基本目標 3 平和な社会をつくる人権教育・啓発」の主な取組みについてご説明する。番号 19「被爆体験を継承していく家族・交流証言者が講話を行うために必要な支援の実施」である。

指標は「家族・交流証言者数」で、令和 5 年度は目標値 62 人に対して、実績値は 55 人と前年度より増加しており、達成率は 88.7%、評価は「4」としている。

次に 11 ページをご覧ください。

「基本目標 4 特に人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育・啓発」の主な取組みについてご説明する。番号 22「人権に関する職場研修の実施」である。

指標は「実施率」で、令和 5 年度は目標値 100%に対して、実績値は 100%、達成率は 100%、評価は「5」としている。

次に 12 ページをご覧ください。

「基本目標 5 人権侵害から市民を守る体制づくり」の主な取組みについてご説明する。「主要課題（1）相談体制の充実」の番号 26「DVに関する相談（アマランス相談）の実施及び周知」である。

指標は「アマランス相談の認知度」で、令和 5 年度は目標値 47.0%に対して、実績値は 38.3%、達成率は 81.5%、評価は「4」としている。

主に広報紙やチラシ、カード等により周知を図っているが、SNS等の普及により、紙媒体を手にしな市民も増えており、特に若年層への周知が不足していると考えられるので、LINE や X（旧 Twitter）等の SNS を活用し、さらなる周知を図っていく。

次に 13 ページをご覧ください。

番号 30「犯罪被害者等支援のための相談窓口の設置」、指標は「犯罪被害者等支援相談により支援につながった人数」である。

令和 5 年度は目標値 10 人に対して、実績値は 6 人、達成率は 60.0%、評価は「3」としている。

令和 5 年度に相談を受けた 6 件すべてに支援を行っており、そのうち重傷病者 1 人に対し、見舞金の給付も行っているため、今後も引き続き、支援が必要な人を確実に支援につないでいけるよう取り組んでいく。

以上のように、改善の余地がある取組みはあるものの、計画に基づく取組みは概ね目標を達成できている状況である。

また、目標値は設けていないが、各所管における取組の実施状況については、資料⑤の「施策の方向に沿って取り組む事業一覧」に記載しているので、ご参照いただきたい。

説明は以上である。ご審議の程、よろしくお願ひしたい。

会長

それでは進捗状況の審議に入りたいと思うが、審議に当たっていくつかお願ひしたい。1点目は、発言の際に、資料の何ページ、取組番号が何番かを最初に言っただきたい。2点目は、審議の時間が80分程度しかないため、発言の際は可能な限り簡潔に発言をお願ひしたい。3点目は、この手の計画は、定量的な評価をしなければならないため、研修会を何回開催したとか、何人参加したとか、本来手段であるものが目標化されていって、人権に関するものについては、意識の変化とか行動の変化など、極めて定性的であり、評価できないというそもそもの性格がある。そのため、審議にあたり、皆様がそれぞれの組織団体で、見えないものを可視化のご意見も含めて、発言をいただければいい審議ができると思っているので、ぜひご協力をお願ひしたい。

委員

資料4の8ページの取組番号16だが、皆様のおかげで、長崎市のパートナーシップ宣誓制度の認知度が非常に高くなっている。今は、令和4年度から12年度までの9年間を計画していく段階に入っているため、性的少数者に関しては次のステージに進んでもいいのではないかと考えている。そこで、パートナーシップ宣誓制度の周知啓発をプッシュするのではなく、資料5の8ページの事業No.77や75、76といった実際に行われている啓発の部分に焦点を当てて数値目標を立てた方が、実際の進捗の度合いが可視化されていいのではないかと思う。

中でも、77の教職員用のハンドブックは、すごくいい資料なのにも関わらず、ほとんどの教職員がその存在を知らないという残念なことが起きている。配布されるだけではなくて、使いたい教職員の手が届くようになればいいのかなと思う。

併せて、パートナーシップ宣誓制度は令和元年にできた制度であるため、そろそろバージョンアップしていく必要があると思うが、その後の進捗が分かりづらいので、市でどのようなフォローアップをしていくのが望ましいのか、当事者への意見聴取や、利用できるサービスが拡充していくといいと感じている。

資料4の12ページの取組番号26で、DV相談の認知度の向上に関する取組みをされており、市民が利用することの多い庁舎内1階の女性トイレへ周知カードを設置するとなっているが、ゲイ男性のDV被害や、トランスジェンダーに関してのDV相談を受けることもあるので、取りこぼしてしまっている層がいるのかなと思う。そのため、DVに関する施策が女性のためにあるというのは非常に重要だと思うが、プラスアルファの視点ということで、配布先の拡大を考えていただければと思う。

- 会長 関係の事務局からご意見について何かあるか。
- 事務局 今後の施策を前に進めていくためのアイデアをいただいたと思っている。すぐにご覧いただけること、時間をかけて検討できることがあるため、今いただいたご意見を参考に進めさせていただければと思う。
- 会長 これは往々にしてあることだが、チラシとかパンフレットを作ったらそれで全てが完了したという意識になってしまって、使うところまで繋がっていかないということがよくある。教育研究所が直接所管しているとは思わないが、学校教育におけるチラシの存在だとか、LGBT 等に関わる学習等の現状とか、その改善の方策等についてご意見があればお願いしたい。
- 教育研究所 確かに、学校におけるチラシやタブレット等を教員が知っている率というのは高くはないと考えている。ご意見にあったように、色々な場面で広げていくような取り組みを考える必要があると思う。
- 委員 今、「広げる」ということで、先ほどからも啓発をしていかなければならないと言われている。子どもたちは今、1人1台端末を持ち合わせているため、常に学べるような資料の提供をしていただくと、子どもが学びやすくなる環境が整うのではないかなと思う。
- 生涯学習企画課 教職員の先生方もパソコンを1人1台お持ちなので、ガイドブックがあることは1度周知されていると思う。年数回ぐらい見るようにというリマインドや、活用しようというアプローチをすれば、実際に学校の現場で悩んでおられる先生方の声も聞くので、ガイドブックがあることを通じて、プッシュしてお知らせしていくようにできるかなと思っている。学校教育課と共有したい。
- 会長 よろしくお願ひしたい。冒頭に言ったが、手段を目的にしなければならぬことにも限界がある。部落差別をなくそうと、のぼりを2,000枚作っても、それは手段でしかない。結果として部落差別がなくなることに繋がっているかどうかという議論がないまま、のぼりをたくさん作れば啓発が進んでいるみたいな勘違いをするというケースが多い。作ったものは使わなければ改善できないし浸透もしない。これは今の問題だけじゃなくて、チラシ行政にならないように、お互いに今後頑張っていければと思う。他の切り口でないか。
- 委員 市の皆さんも聞き及んでおられるとは思うが、今年5月30日に市内の中学校において、生徒の間で賤称語発言というのがあっている。その言葉を浴びせられた生徒の保護者から、生徒指導について相談の電話を受けたことによって、教職員も知ることとなった。同じ日の社会科の授業の中で、教員がカースト制度の話から、日本の身分制度について話を広げる中で、あくまでもその教育の一環として差別的用語にも触れ

て説明をした。教員の意図としては、人権についての考え方や指導を念入りに行った上で、生徒たちに正しいことを伝えようと思ったものである。担当の社会科の教員は非常に真面目で熱心な方で、日本の史実を正しく子どもたちに伝えようとする目的があったと思うが、その意に反してこのようなことが起こった。

私がこの件で感じたのは、基本目標 1 に施策の方向①の「子どもの発達段階に応じた人権感覚と態度の育成にかかる教育の推進」と、④「教職員の資質向上の促進」とあるが、今一度取り組みの工夫と強化が必要になってくるのではないかということである。子どもについては、その年齢とか学年というよりも、一人ひとりの感性とか受け取り方、理解の違いの差があって、知識として得ることと、人権を尊重する心を育てて行動として実践できるかというのはまた別問題だと思う。まさしく今回はそれが表に出たような事柄ではないかと思っている。

また、指導していかなければならない先生方の人権教育の在り方というのは非常に大変だし難しいと思うが、とても大切なこと。今回も熱心に取り組もうとした先生の気持ちは反映されず、むしろ、結果だけで評価されることがないように言われている。

これからもぜひ、人権教育の在り方については、先生方の教育や研修などを重ねていく中で、臆することなく新たな取り組みとか考え方をどんどん出して、実践してもらえそうな場を作っていたいただきたいと思います。

会長

実は委員がおっしゃったことに私も関わっていて、学校訪問しながら、今後の学びの方向性について議論したのだが、平和教育にしても人権教育にしても、児童生徒の発達段階を踏まえてあらゆる教育活動の特質、全教育活動の中でやりなさいと書いてある。みんな簡単に読んでしまうが、小学校 1 年生の算数の時間でも、中学校の 3 年生の音楽の時間でもやりなさいという意味である。

つまり、人権集会のときだけやればよいという話ではなくて、人権教育をいかに日常化していくかということの課題を、様々な人権問題が子どもたちや先生たちに教育課題として提起されているということが見えないと、点だけの人権教育になってしまう。いかに人権教育の日常化を図っていくのかということが、市の学校教育や社会啓発の中での重要な課題になるのだろうと思っている。

委員の話に出てきた学校の教員たちは非常に熱心で、教員自身が振り返りながら、どう向き合っていけばいいのかということ考えた上で、今後の啓発研究の方向性を一生懸命模索している。だから、せっかくの学びが一部の学校に留まることなく、市内全体に広がっていきけるような方向性をぜひ作っていくことが大事だと思っているが、学校教育の人権教育っていう具体的なレベルについて少しお話をさせていただけるか。

教育研究所

学校教育のいろんな場面で人権教育は行われなければならないとされているが、その意識が、教員や職員によっては薄いところもあるのかなと思う。おっしゃったように、人権集会の近くになって人権について勉強すればそれでいいとか、いじめがあったときに人権について子どもに考えさせるとか、点でしか人権を考えていないところもあると思う。

私達教員が、日頃から国語のこの場面では人権に繋がるとか、道徳のこの場面で人

権に繋がるとかを日々考えて指導していくためには、研修が必要であると考えている。人権に関する研修の機会を増やして、職員の資質を高めていくことが大事になってくると考えている。

委員 関連する点でよろしいか。学校教育における取組みの指標が、「生命や人権を尊重する心が育っていると回答する子どもの割合」で、達成率 101.1%、評価は 5 であるが、どのような客観的な基準を持って、生命とか人権を尊重する心が育っているというふうに測られているのか教えていただきたいということと、長崎県はいじめについての調査があるが、長崎市はいじめについての調査を行っているのかについて教えていただきたい。

教育研究所 1 点目の指標については、この場ではお答えできかねる。

委員 そうすると、達成率の評価が、意味がないように思うのだが、何を客観的な基準として達成されて評価がらなのか、多くの方が疑問に思われていると思う。個人的な意見だが、児童生徒の年齢にあった人権教育で、児童の年齢が低いと、当然のことながら点でしか捉えられていない。それは当たり前のことであるが、人権教育、学校教育の中の人権教育で重要な点は、いじめではないかと考えている。

私は長崎大学で法律学の研究をしており、人権侵害に遭った当事者が、裁判を通してどういう形で救済されていくのかを、あらゆる人権問題について取り上げて研究している。小学校、中学校では、いじめと人権との関わりが極めて大きいので、いじめという問題について考えさせる、あるいはいじめの調査を定期的に行っていくということは極めて重要なことではないかと考えている。去年は諫早高校で外国人の人権について講演させていただいたが、やはり児童生徒にあった人権教育は重要であり、基本となるのはいじめに対する認識である。

いじめ防止対策推進法があるので、学校の先生がたにはそこを認識されて、個人の身体的精神的な権利が侵害されていないかを見ていくと、学校教育における取組みの達成率や評価が測れるのではないかなと思う。このあたりの基準の明確化と、達成率や評価との関係について、来年度以降、検討いただければと思う。

教育研究所 承知した。所管が学校教育課になっており、私がその所管外ということで、この指標については学校教育課にも伝えていきたいと思う。

委員 ぜひお願いしたい。長崎県も 1,000 人当たりのいじめの認知件数が年々増えているので、市はどうなのか関心があるので、いじめの認知件数に関しては、調査をしっかりといただければと思う。

教育研究所 2 点目のいじめの調査については、学校で子どもたちに生活アンケートを実施し、そこからいじめに繋がりそうな記述があったら、個人的に面談し、いじめの小さい部分から見つけて対応することは、各学校で行っている。各学校で発生した認知さ

りたいじめの件数についても、学校教育課でも毎月集計をしている。

委員 それも年々変わっていくと思うので参考程度に、達成率の関係でお示しいただきたい。

会長 ここは私も違和感があった。子どもを巡る人権問題が減ってきているなら、他者を尊重する心が育っていると思うが、この書きぶりについても、総合的に子どもを巡る人権状況を踏まえた上で、最初の評価を考えていくべきだろうと思った。

委員 学校関係で申し訳ないが、23番の「市内小中学校教職員対象の小中学校での人権教育研修会の実施」で、実施率100%、評価5という評価になっている。25番の「不登校児童生徒の相談対応」も令和5年度は評価5となっている。数字で見るとそうだが、具体的なケースでえっと思えることがあったのでお尋ねしたい。

不登校気味の小学校低学年の男の子の話だが、体も小さくて、学校までは上り坂で30分近くかかるのでなかなか積極的に学校に行くことができず、休みがちな子がいた。しかし、近所の高齢者の男性に送っていただけたら、学校に行くようになっていたそう。毎日ではないが、時々送ってもらって行っていた。

ただ、学校から、人に送ってもらったら駄目と言われて、その男性から送ってもらえなくなり、さらに、学校に来てない子と一緒に遊んだら駄目だと、他の生徒が先生に言われたそう。又聞きなので私も何が事実か分からないが、もしそのような対応をされていたら、個別のケースとしてきちんと対応してもらっているのかなと疑問に思った。研修実施は100%だが、管理職も変わって、別の先生が来てからそうだったという話も聞いている。中身を充実させて、子どもたちへの対応をケースごとにやっていただかなければ、ますます子どもは孤立するのではないかと危惧している。

会長 数字と現実のギャップがある。教育相談に関わる個別の問題に答えることはできないと思うが、教育相談の在りようについて、少しお聞かせいただければと思う。

教育研究所 今の件について、個人的な感想になるが、学校としては見知らぬ人から送迎をしてもらうときに何かあったらどうするかという思いから、そのような話になったのかなと思う。そのような場合でも、保護者と話をするとか、送ってくれる方と話をするとかいうことを踏まえないと、言っただけでは送ってくださっているかたの行為を無にするということもあるので、学校としての対応は丁寧にすべきだったのかなと思う。

学校に来ていない人と遊んではいけないというのは、あってはいけないことだと思う。どのような経緯でこのような発言があったかは詳しく分からないが、学校の職員はもちろん、学校の職員や管理職がこういうことを言うっていうのは考えられないと思う。

会長 なかなか考えられない話が現実的に起こっているということを踏まえておく必要

があるのだろうと思う。ここまで学校教育を中心に話が出てきた。他の問題、他の切り口でご意見賜りたい。

委員 地域で安心安全こども隊を作って子どもたちの見守りをしているが、いろんなことがある。私が学校に電話して、こういう子がいるのでこうしますと言ったら、ちゃんと学校は対応してくれる。校長先生に連絡して、こんな子がいて、こうしますから、いいでしょうかと了解を得てからしている。

会長 子どもに声をかけたら不審者扱いされた、ということがよくある。知らないおじさんから声をかけられたという話になってしまうが、おっしゃったように、人権の基盤となるコミュニティが壊れていくと、こういうことになっていくのだろうと思う。地域が劣化していけばこういう問題が日常化して行って、子どもと地域のお年寄りが繋がっていかない、学校とも繋がっていかない状況があるので、これからはコミュニティの問題は人権と深く関わった議論をしていかなければならない時代になったのだと思っている。おっしゃるように、子どもが地域の人を知らない、学校の先生が地域の人を知らないという最近よくあるケースだろう。

委員 何もせずにはすれば、不審者扱いする人もいる。だから、自分はこういう活動をしているということをアピールしなければ、今の時代は難しいと思う。

生涯学習企画課 貴重なご意見だと思う。支援しようと思っていただいている方々が、良かれと思ってされていることがそのような誤解を招くという、世の流れとして、子どもたちを守るためのお互いの活動が、意思疎通ができていないと難しいという場面もあると思う。地域の子どもを守る問題など、いろんな課題があるが、やはり、社会教育がしっかりいろんな場面で、発信できるようにしていかなければならないと思う。コミュニティスクールで、地域の方が学校教育の活動を一緒にやっていくような仕組みもできているし、いろんな場面で子どもを守ることができるよう知見を得てやっていきたいと思う。

委員 インターネットが普及してきて、人権侵害の影響を受けていると実感する出来事が増えており、件数もかなり増えてきている。市としても、インターネットにおける人権侵害を防ぐためのメディア教育が、子どもだけでなく、大人の世代にも啓発していく必要があると思う。短く分かりやすく、大きく見出しがついているものがバズりやすいが、それが事実かどうか検証されず一人歩きしているため、事実確認をするだけの力を蓄える教育が市には必要だと感じている。

会長 今回の件はもう柱立てしているのか。

事務局 県は柱として計画中に取り込んでいるということは聞いている。市も、第2次基本計画を検証して、第3次基本計画を作る際に、インターネットでの人権侵害も議論に

挙げた経過がある。社会情勢等を鑑みて、個別の分野における人権啓発の中で、性的少数者に関する取組みと犯罪被害者等に関する取組みを新たに柱として加えたが、その他の分野に関する取組みの中に、インターネットを介した人権侵害につながるような行為があっていることを整理している。

委員 基本目標の2の「主要課題（10）インターネット上の人権侵害に係る教育啓発の推進」だが、評価内訳にそれが載っていない。まずどこが担当されているのかということと、なぜインターネット上の人権侵害に関する評価が載っていないのかを説明していただきたい。

会長 少し時間を置くので、回答については後ほどお答えをいただきたいと思う。他の切り口でないか。

委員 基本目標1の、学校教育、社会教育を問わず、人権啓発に関する取組みを進めていくことが基本計画に記載されており、取組内容として人権問題の講演会等の開催とあるが、問題点とその要因で、市民が興味や関心を持つテーマでないと参加者が増加しないとある。どのような人権問題に市民は関心があるのか、そういう調査が行われているのかも含めて教えてほしい。

事務局 人権問題講演会のテーマについては、その時々で、報道等でフォーカスされている問題もあるため、時機を捉えて、みなさんが関心を持っているだろうというものを取り上げている。

委員 それは主観的な判断で調査とかは行われていないと理解してよろしいか。調査に合わせて対象とされるといいと思うが。

事務局 調査ではないが、人権問題講演会の時に参加者アンケートを取っており、その中で、こういったお話を聞きたい、こういった講師の話を知りたいとのご意見もあるため、それも踏まえて、関係課と相談をしてテーマの選定を行っている。

委員 公民館によって参加人数が偏っているということと、講演会に同じ方が参加されるという説明があった。講演会に参加した方のアンケートだけではなく、どういう人権問題に関心があるかを問えるような調査をされた方が望ましいのではないかと思います。

委員 人権問題講演会がコンサート形式で行われたというのは、人権問題だけだったら人が集まらないけど、コンサー形式ですれば人権問題も理解したと受け止めたのかなということと、逆に人権問題とのつながりが分からなくなったという意見もあったように、同じことをやって反対の意見が出たと理解した。同じやり方をやっても変わらなければ、いろんな手を使ってやってみるというのは非常に大事なことで、人権問題との繋がりが分からないという意見がなくなるようなことを考えながら、コンサー

ト形式でも他の何かとのコラボでもいいので、考えてやっていただければいいのかなと思うし、ぜひそういうやり方を考えていただきたい。

高齢者に関する取組みで、認知症サポーターの養成講座の実施とある。認知症もますます増加するという予想であるし、サポーターも当然必要になると思うので、非常に良いことをやっているとされている。この受講者数の年齢構成が分かれば教えていただきたいというのが一つと、受講後の人たちに対して何か期待されているのか、それから成果に見守る支援者が増えたとあるが、この判断の根拠について教えていただきたい。

会長 前段のコンサートの件については、ご意見ということでお聞きしておきたいと思う。2点目についてお願いしたい。

高齢者すこやか支援課

サポーター養成講座の受講者の年齢層については手持ちがないが、昨年度、認知症サポーター養成講座を80回開催した。自治会や老人会などの他、企業に出向いて行ったのが5回、また、学校側のご理解もあり、53校で実施できている。認知症サポーター養成講座の受講から、もう一步踏み込んで、地域で実際に地域包括支援センターと活動してもらう方々を養成しており、指標にはないが、認知症サポートリーダーのボランティア活動に繋げさせていただいている。そういった方たちは、今ご紹介した、認知症サポーター養成講座と一緒に一緒に入って啓発してもらったり、地域にあるグループホーム等のいろんな会議に参加し、地域住民として良いサービスを提供してもらいたいという側面も持ちながら意見していただいている。他にも、地域で認知症カフェを定期的で開催しているが、そこの運営のお手伝いなどをさせていただいている。そういう方たちが150名を超えるぐらい地域にいらっしゃる。今、徘徊高齢者が年々増えてきていて、昨年度は160名ぐらいの行方不明件数を行政が把握しており、警察に通報して捜索した事例が毎年増えてきている。以前はその方たちが発見されるのは、警察や警察が協力を求める公共機関からが多かったが、この数年は地域の住民の方たちから発見されるという事例も増えている。

会長 養成で終わらずに、その活用も含めて、このような事業は必須になると思うので、ぜひお願いしたい。

委員 取組番号8、デートDV防止授業の開催。23回の目標で23回できたから100%達成となっている。問題点とその要因で、市立中学校37校中17校と4割程度の実施になっている。4割の実施でも目標が23回だから100%でOKというのがおかしいと思う。そこで、23回の根拠を伺いたい。

デートDV防止授業は、若い人にとっては、何となく関心がありそうな表現だが、すごく軽いイメージで捉えがちかなと思う。私はDV防止に実際に関わっているが、これは人権教育の根幹に関わることであり、いじめの根幹、肉体的な暴力だけでなく、精神的暴力、経済的な暴力、それから性的暴力など、いろんなものが含まれる。それ

を当たり前というのがおかしいことに気づくという意味で、4割程度でも目標値に対して100%だからOKと捉えることがおかしいと思う。

もう一つ、学校教育課が実施している人権に関する取組みは、ほとんど達成率が100%だが、人権男女共同参画室が開催しているものについては、4割でも達成率100%でOK、学校教育課が関わっていることは絶対しなければならないということで、基準を100%に持っていく形でやっているものがあるようなので、その点が気になった。

事務局 人権男女共同参画室としては、学校も授業時間等様々な制約もある中で、優先順位をつけてデートDV防止授業を実施していただいていると認識している。そういった中で、生徒の皆さんが3年間に1回を目途に全学校で実施することを想定して、23回と設定している。

委員 学校で4割ということは、3年に1回やれている学校が4割ということになると思う。だから23回ではなくて、23回の根拠が、本当だったらもうちょっと多くなるはず。100%というのを目指しているのであれば。

事務局 4割と記載しているのは、令和5年度市立中学校37校中17校で実施し、約4割実施したということである。

会長 単年度で23回ということであるから、それが3年続いて全て市内全中学校で必ず1回以上、これについては取り扱っているという整理、資料の見方ということによろしいか。

事務局 3年間で全学校、全生徒の方が受講することを目指すとの整理である。

会長 それから、DVの未然防止という表記がいささか軽いのではないかという話であったが、すでにこの審議会で議論して、こういう形になっている。このため、そのような課題があれば、次の計画の中で、どういう位置付けにするかの議論はしっかりやっていかなければならない課題と思っている。先ほどのインターネットに関する質問に対して回答はできるか。

事務局 先ほどのインターネット上での人権侵害に関する取組みの件であるが、現在数値目標を立てているものではない。その他の分野に関する取組みの中に、インターネット上での人権侵害問題に関する啓発資料の提供を、施策の方向にも沿って取り組む事業として掲げており、いろんな情報提供や情報共有をすることをまずはやっていくということで計画の中に取り込んでいる。

例えば、今年度の人権問題講演会では、インターネットでの人権侵害に繋がるようなテーマを設定させていただいている。こういった中で、市民の皆さんに関心を持ってもらい理解を促進していくということに取り組んでいきたいと考えている。

それから、令和5年度の人権問題講演会の内容に関する質問があったが、昨年については、ちひろさんというシンガーソングライターのかたに講師として講演をしていただいている。シンガーソングライターなので、お話の中に歌を交えながら、いろいろなアプローチで人権問題について考えていただく内容であった。アンケートの自由記載欄にもいろいろなご意見をいただいているが、非常に楽しく聞くことができたというような前向きなご意見もあった反面、人権との繋がりが分からなかったというような意見もあったが、全体的には前向きに捉えていただいたご意見が多かったと捉えている。この講演自体の満足度についても約93%であった。今後もいろいろ工夫しながら、検討していきたいと思っている。

委員 インターネットに関する人権侵害の所管課はどこになるのか。

事務局 計画上は人権男女共同参画室になっている。

会長 いろいろな形でのご指摘があった。それは、次期の計画に反映したり、来年度の進捗状況の議論の中で、より議論がしやすい表記をしていくということも、一つの提起された問題かと思うため、ぜひ検討していただきたいと思う。

委員 先ほどのデートDV防止授業の目標値23回の根拠が何も出ていない。先ほどの説明のように、中学校全校での実施を目指しているなら、中学校全37校が目標値で実績値が17校となると思う。悪い評価になるかもしれないが、本当に達成していくためには、そのような表現にするのがいいのではないかと思う。

長崎は全国の中でDV防止教育は最先端の教育をされている。だからいいではなく、だからこそ、より良くすることで、日本がジェンダーギャップ指数世界118位という不名誉な状況の中で、長崎がもっと後押ししたら、随分違うのではないかということで、これから良くなるために、見た目では評価が下がっても、頑張ってもらいたいと思う。

事務局 目標値23回の設定方法であるが、成果指標の設定根拠を記載している。令和4年度の実施回数18回から、令和5年度から7年度までは23回を目指すという形で設定している。

会長 目標を増やしてきているということか。4年度は18回を目標とした、実施が20回、それなら今後はもっと増やせるのではないか、そしたら23回まで増やしましょうという形で進んできている。

委員 障害者に関する取組みについて。取組番号11の就労支援A型、障害者の方と雇用契約を結ぶので、最低賃金を保障するA型だが、73,458円で達成率110%となっている。しかし、人件費がかなり上がっていて、また材料等の高騰で、今後かなり厳しくなっていくと思っている。事業所も全力でやっているがなかなか厳しい。

また、職員の離職率がかなり高くなってきている。私の経験では、募集とか求人を出すと、精神障害のかたに多く来ていただける。しかし、私達も研修会などで勉強はさせてもらっているつもりだが、日によって体調の浮き沈みがあったり、妄想が激しかったりして他の利用者のかたにあまりいい言葉を使っていなかったのも、注意をしているうちに、だんだんエスカレートしてしまい、声が大きくなったのが怖かったため、裁判を起こすということで労働基準監督署へ行ったり、呼び出しがあったということがあった。

こちら弁護士を入れてお話をするのだが、着手金とか、成功報酬とか、相手への支払いなどで100万ぐらいかかる。事業所としては大きな損失だが、商工会議所の保険がものすごくよく、そこで7割、8割程お支払いいただいて、助かったことがある。利用者の人権はよく守られてはいるが、支援する側というのは、どうしても弱い立場であるので、離職率を少し改善するためにもぜひ力を入れていただければと思う。

会長 お願いと思いを今お話いただいたが、今のお話も踏まえたところで、障害福祉課から何かあるか。

障害福祉課 事業所の運営や経営の問題で、職員の人件費が上がっているということと、職員がなかなか定着してくれないというお話かと思う。障害サービス事業所だけではなく、高齢者の介護保険事業所や、病院の看護師などの職種の方々でよく聞くのは、募集はしているが問い合わせがないという話がある。人材不足や離職率については、福祉の現場全体でそう言われている。行政としてできることは限られているので、全国の市長会などを通じて、まずは職員の報酬改正の要望や、離職防止のためのいろんな仕組みを考えてくださいというのは、障害サービス事業所だけではなくて介護保険事業所も含めてやっている。事業所の皆さんと一緒に、利用される方に影響がないように処遇改善は要望していきたいと思う。

委員 障害者の方の一般就労に向けた支援とのことで、企業によっては積極的に受け入れをされているところもあれば、そうでないところもあると思う。そういう企業に対しての啓発というか、雇用していただくような企業を開拓する取組みがあるか教えていただきたい。

また、犯罪被害者の支援のための相談窓口で相談を受けた方の中で、支援に繋がった人数を評価指標としているが、相談件数は6件となっていて、去年の実績値は6人となっている。これは相談件数が6件なのではないかと見て取れるのだが、そこら辺がどうなっているのか教えていただきたい。

障害福祉課 一般就労に向けた企業の働きかけについては、障害者就労支援相談所を茂里町のハートセンターの中に設けており、障害者の方が求職の相談に来られるのだが、その情報はハローワークと連携している。ハローワークに行かなくても閲覧できる状態になっている。企業向けに関しては、経済産業部と一緒にやっていく必要があると思っている。実は今日、出島メッセで一般企業数社と障害福祉事業所のブースを設

けて、就職したり、サービスを利用したいという障害者の方に来ていただけるイベントをやっている。ただ、労働部門は県が所管しているので、市で労働部門をやっていくことに限界があると思っているが、いろんな場面で企業を紹介して、人材不足の折でもあるので、いろんな技術の知識を持った障害者の方がたくさんいらっしゃるので、逆に言うと売り手市場であることから、いろいろ紹介や情報提供をさせていただきたいと思う。

自治振興課 犯罪被害者支援の相談については、問い合わせ件数 6 件の内訳が、痴漢、交通事故、不同意わいせつ 2 件、器物損壊や危険運転といった内容で、相談者に対して、支援の関係機関への連絡や見舞金の支給、その後の対応についてのアドバイス、そういった支援を行った実績となっている。

会長 私からも一つよろしいか。ちょっと違和感を感じたのだが、犯罪被害者のかたは、相談したいことがあったら自治振興課に行くのか。

自治振興課 1 階に市民生活全般の相談コーナーを設置しているため、そういったお問い合わせや相談の案内があればそちらの方にご案内して、相談を実施している。1 階に各種相談窓口を開設しており、職員を配置している。

会長 それを市民の皆さんは知っているのか。いろんなことについて相談をしたいのが、市役所のいろんなところで別々に行かなければならないということではなくて、そこで一元化される体制はできているということか。

自治振興課 ワンストップ体制ではそういった相談に対応できるように配置をしている、またその周知啓発を行っている。

委員 高齢者の方の対応をすることが普段多いが、DV に関してのお願いがある。DV に関する相談のところで、問題点とその要因に、SNS の普及により、広報紙やチラシ、カード等の紙媒体の市民への提供で、特に若年層への周知が不足しているとあるが、高齢者の DV 問題が入院して明らかになることが最近多く見えてきている。若者だけでなく DV というのは全ての年齢層において発生するので、これだとこれからを担う世代の方たちは、教育として普及できるが、そういった教育を受けていない世代の方たちが人権侵害されているという意識が非常に低いということが問題なのかなということ現場では感じている。

また、前日も言わせていただいたが、成年後見制度の必要性を医療の現場で非常に感じている。医療の現場でこういった問題に立ち向かうと、本来すべき医療もスムーズにいかないというか、医療現場のスタッフの負担が非常に大きくなっており、現場を離脱していく看護師も増えるという悪循環が起きているので、そういった対策を周知していただきたい。

また、SNS や紙媒介で周知を図るとあるが、情報を取りに行けないというか、情報

をまずキャッチできない方たちを行政としてどうサポートしていくのかというのを少し聞かせてもらえればなと思う。

高齢者すこやか支援課

成年後見制度は高齢者すこやか支援課と障害福祉課等で担当している。高齢者でいえば、地域包括支援センターでも相談を受けている。結構な相談件数になっており、実際、並走支援で、家庭裁判所への申し立てまで繋いで、後見人をつけるという支援を行っている。ただ、高齢者の問題は、虐待のことなどたくさんあるので、地域包括支援センターもとても忙しくなっている。

特に成年後見というと、司法に関するところであり、非常にコアな知識を求められたりするところがあるので、今年度から、専門的に成年後見の相談を受ける場所として、長崎市社会福祉協議会に委託し、権利擁護成年後見センターを設置している。現在周知を進めてきているところで、相談も増えてきているし、地域包括支援センターも、いろいろ手間が掛かりそうなケースは、権利擁護成年後見センターへつないで支援をするという形を取り入れた。広く皆さん方にも周知しているところであるが、周知を続けていきたいと思う。

委員 医療もだが、地域包括支援センターの方も大変そうで、足りていないというのは感じている。

高齢者すこやか支援課

高齢者のDV問題について、私どもは虐待として対応しているが、市の附属機関である長崎市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会に様々な団体から委員として入っていただいている。この中では、早期発見・見守りネットワーク部会という早期発見に取り組む部会、様々な医療介護サービス事業者等による早期発見に取り組む医療保健医療福祉ネットワーク部会、どういうふうに介入し、どうサービスの調整をするか等を検討する部会、もう一つ、関係専門機関として警察、弁護士など、事件に発展しそうな事例を検討する介入支援ネットワーク部会の3部構成で部会を立てている。昨日、昨年度の全体の虐待の状況報告がなされた。1例1例非常に介入対応が難しい。その方々の障害とか家族背景など、いろんなことがあるので、そこをどうやって対応していくのかというときには、虐待専門チームで今年度から対応する。弁護士や虐待に精通している社会福祉士などに協力をしてもらえし、チームを作ってそこと協力をして、支援に当たるようにしている。

委員 外国人に対する取組みについて、一言お願いをさせていただきたい。今年在留資格関係の法律の改正が行われ、今後、在留外国人がかなり長崎市に増えることが想定される時代がきている。これまで以上に家族を外国から呼び寄せることができるようになることで、子どもが生まれたり、家族ができたりして、これまであまり関心が広がってこなかった教育や、子育ての問題、福祉医療などの人権に直結するような問題が、この長崎でも起きてくるものと思っている。日本人と同じように人権が守られ、行政サービスが

受けられるべき外国人に対する取組みについての施策を検討していただきたい。

国際課 長崎市も、外国人住民が暮らしやすい環境づくりを進めるということで、総合計画の中でも施策に掲げている。長崎県国際交流協会においても外国人相談窓口など、様々な取組みが行われているので、協力して取り組んでいきたい。

会長 私は今年から、市内のある障害者福祉事業所の家族会の役員をすることになったのだが、今日出ていた成年後見制度の問題というのは、家族にとっては、親亡き後を思う時には極めて深刻な問題である。しかも、少子化、核家族化の中で、人の縦の繋がりが希薄になっていく現状がこれからますます深刻化していく。いわゆる縦割りの人権施策ではなくて、子どもから高齢者まで、DVの問題も成年後見制度の問題もいろんな施策が繋がっているものを、私達は縦で議論をしていくわけであるが、これからは少し大きな視野で市民にきちんと人権施策が届いているのかということを見つめ直していくことが必要になってくるだろうと思う。

今日は各委員さんから様々なご意見いただいた。これは、次年度の進捗状況の議論の中で生かせるものと、そもそも論として、基本計画のフレームをどうやって作っていくのかの議論に大変参考になるご意見もいただいたと思っているので、深まりのある議論をこれからもできればと思う。

事務局 それでは、第1回会議を閉会する。